



歳末おそうじ隊



クリスマスケーキ配布事業



紙おむつプレゼント事業

どんなことに使われているの？
経済的に困窮する世帯などへ「歳末見舞金」の支給や「クリスマスケーキ配布事業」・「日頃外出の機会が少ない高齢者や障がいのある方を対象にした「地域見守り交流事業」、他にも「紙オムツプレゼント事業」などを行っています。また、コロナ禍で2年間実施できなかった「歳末おそうじ隊」を今年は実施します。

その他、地域で福祉活動を行っている団体へも助成され、ひとり親世帯や障がい者のいる家庭を招いてのクリスマス会なども実施しています。

那覇市社会福祉協議会は、今年6月に創立70周年を迎えました。那覇市協で毎年実施している「歳末たすけあい運動」について紹介します。

歳末たすけあい運動ってなに？
「じぶんの町をよくするしくみ」

今年も12月1日から1か月間「歳末たすけあい運動」を展開します。市民のみなさんが安心して新しい年を迎えられるよう、実施している募金運動です。



歳末たすけあい運動であたたかな年末年始を
那覇市社会福祉協議会は創立70周年！

利用者からの声
「ありがとうございますメッセージ」

歳末たすけあい募金を寄付していただき、ありがとうございます。子どものために大切にしたいと思います。この募金のおかげでとても助かりました。今後、私も何かの力になれるように頑張ります。



ケーキとたすけあい募金、ありがとうございます。子どもたちにケーキを食べさせてあげることができ、感謝しています。いただいたお金も、子どもたちに喜んでもらえるようクリスマスプレゼントを買わせていただきます。



独居の方や高齢者、幼児のいる家庭に消毒液やオムツなどを配布しながら訪問活動をしました。なかなか外に出ることが少ない高齢者の方々に「会話が嬉しいひとときになりました」と喜んでもらえました。



募金のご協力は街頭募金のほか、お振込みも受け付けています。ご協力よろしくお願ひします。

振込先

- ・沖縄銀行田原支店(普) 1289246
- ・琉球銀行金城支店(普) 23147
- ・沖縄海邦銀行高良支店(普) 0537623

問 那覇市社会福祉協議会

☎057・7766

法人・個人事業主のみなさま

償却資産の申告が始まります

土地や家屋以外の事業用資産(償却資産)にも固定資産税が課せられます。償却資産は地方税法で申告が義務付けられています。忘れずに申告をお願いします。

申告期間

令和5年1月4日(水)～1月31日(火)

申告対象者

市内に事業の用に供することのできる資産をお持ちの法人・個人事業主。共同住宅経営者も含まれます。

申告内容

令和5年1月1日現在の資産状況。資産の種類、名称、取得年月、取得価額、耐用年数など

令和3年度決算に基づく「健全化判断比率」等の公表

那覇市の財政状況について

健全化判断比率とは、地方公共団体の財政破綻を起こす前に、財政の健全化を早期に促すことを目的に、すべての地方公共団体が作成し公表するものです。また、水道および下水道事業の経営状況については、資金不足比率がその指標となります。

那覇市の比率は、全ての指標で基準を下回っていて、健全な財政状況であると判断できます。今後もこれらの比率の動向をふまえながら、市民のみなさんが安心安全に暮らせるよう財政運営を進めていきます。

市のホームページでは詳しい状況を公表しています。



問 ①～④については…

財政課 ☎862・9938

⑤については…上下水道局企画経営課 ☎941・7803

指 標	那 覇 市		早期健全化基準 (これを超えるとイエローカード)	財政再生基準 (これを超えるとレッドカード)
	令和2年度	令和3年度		
①実質赤字比率 「一般会計などの赤字はどのくらい？」	赤字なし	赤字なし	11.25%	20.00%
②連結実質赤字比率 「那覇市全体の赤字はどのくらい？」	赤字なし	赤字なし	16.25%	30.00%
③実質公債費比率 「借入金などの返済額はどのくらい？」	9.5%	8.5%	25.0%	35.0%
④将来負担比 「今後支払う負担はどのくらい？」	65.0%	52.4%	350.0%	
⑤資金不足比率 「水道と下水道事業の経営状況は？」	資金不足なし	資金不足なし	経営健全化基準 20.0%	

償却資産の一例

飲食店・商店・小売店
厨房設備、接客用家具、テレビ、商品陳列棚、レジスターなど



理容・美容・病院
理・美容イス、洗面台、医療器具、ベッド、応接セット、看板など



賃貸住宅・家具付マンション・事務所・有料駐車場

駐車場、外構工事(フェンス、植栽など)、屋外給排水設備、ルームエアコン、消火器、看板、監視カメラなど



詳しくは市ホームページ「償却資産申告について」をご覧ください。各種申告書、申告の手引がダウンロードできます。



問 資産税課 ☎862・5320

広告

弁護士による相続無料法律相談会

遺言

家族信託

相続手続き

遺産分割

遺留分

開催日時

12月10日(土)・1月14日(土)・1月21日(土)

開催場所

弁護士法人琉球法律事務所

沖縄県那覇市牧志2丁目16番46号 タカラマンションマキシー1 201号室

開催時間

10時～16時30分

主催

弁護士法人
琉球法律事務所

代表弁護士

久保 以明(29685)

無料法律相談会のご予約は

0120-927-122

受付時間

平日 9時～17時30分

